



平成 28 年 6 月 29 日

各 位

会 社 名 ティアック株式会社  
代表者名 取締役社長 英 裕治  
(コード番号 6803 東証第 1 部)  
問合せ先 取締役 野村 佳秀  
(TEL 042-356-9178)

### 支配株主等に関する事項について

当社の親会社であるギブソン・ホールディングス・インク及びギブソン・プランズ・インクについて、支配株主等に関する事項は、下記のとおりとなりますので、お知らせいたします。

#### 1. 親会社、支配株主（親会社を除く。）、その他の関係会社の商号等

(平成 28 年 3 月 31 日現在)

名称	属性	議決権所有割合 (%)			発行する株券が上場されている金融商品取引所等
		直接所有分	合算対象分	計	
ギブソン・ホールディングス・インク	親会社	54.85	—	54.85	—
ギブソン・プランズ・インク	親会社	—	54.85	54.85	—

#### 2. 親会社等のうち、上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社の名称及びその理由

名称	ギブソン・ホールディングス・インク
理由	当社との間で資本・業務提携契約を締結し、なおかつ当社の議決権総数の 54.85% を直接所有しているため

#### 3. 親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付けその他の上場会社と親会社等との関係

ギブソン・ホールディングス・インクは、当社の直接の親会社であり、ギブソン・プランズ・インクは、ギブソン・ホールディングス・インクの直接の親会社であることから、当社の議決権総数の 54.85% を間接所有する親会社であります。

ギブソン・ホールディングス・インク、ギブソン・プランズ・インクと当社は、平成 25 年 3 月 29 日付で、グループ会社としての経営上のノウハウや資源を共有し、両社の提携を通じて国際競争力を向上させることにより、企業価値を最大化させることを目的として資本・業務提携契約を締結しております。少数株主を含む当社の株主共同の利益のために企業価値を最大化させることを目的として当社の経営が行われる方針であることについて、資本・業務提携契約において確認されております。

なお、ギブソン・ホールディングス・インクとの取引はありませんが、ギブソン・プランズ・インクとの取引及び金銭等の貸借関係等は、「4. 支配株主等との取引に関する事項」に記載のとおりであります。

また、当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名のうち6名の当社の親会社であるギブソン・ホールディングス・インク及びギブソン・プランズ・インクの兼務状況は下記のとおりであります。

(役員の兼務状況)

(平成28年6月29日現在)

役職	氏名	親会社等での役職	就任理由
取締役	ヘンリー・イー・ジャスキヴィッツ	ギブソン・ホールディングス・インク代表取締役会長 CEO ギブソン・プランズ・インク代表取締役会長 CEO	
取締役	デビット・ベリーマン	ギブソン・ホールディングス・インク代表取締役社長 ギブソン・プランズ・インク代表取締役社長	
取締役	ソロモン・ピチオート	ギブソン・プランズ・インク社外取締役	当社がギブソン・グループの一員として協業体制構築のため
取締役	ブルース・エイ・ミッケル	ギブソン・プランズ・インク Executive Vice President, General Counsel and Corporate Secretary	
取締役	ベンソン・ケイ・ウー	ギブソン・プランズ・インク CFO	
取締役	ジェラール・エル・ジェイ・ダンジュー	ギブソン・プランズ・インク Executive Vice President	

(注) 提出日現在の兼務状況を記載しております。

#### 4. 支配株主等との取引に関する事項

(平成27年4月1日～平成28年3月31日)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	ギブソン・プランズ・インク	(被所有) 間接54.9%	役員の兼任	利息の受取 担保受入	7 812	未収入金	524

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 担保受入は、親会社への未収入金に対する親会社の保有する動産の担保提供であります。

## 5. 支配株主との取引等を行う際における少数株主保護の方策の履行状況

当社は、親会社等との全ての取引等につきまして市場価格を勘案し一般的取引条件と同様に決定しています。投資有価証券の株式譲渡契約に係る譲渡代金の未収入金につきましては、両社協議により、支払いは分割とし、金利を決定しています。また、債権の保全について、別途担保設定がされております。親会社等との取引に関しては、利益相反のおそれを回避する観点から、特別利害関係人に該当する者は決議に参加せず、それ以外の取締役にて決議を行っていることから、親会社等との取引等を行う際における少数株主の権利は保護されているものと考えております。

以上